

大津市統計調査支援システム一式の賃貸借 (リース) 仕様書

大津市政策調整部
市政情報課

1 契約の名称

大津市統計調査支援システム一式の賃貸借（リース）

2 目的

大津市は、令和2年国勢調査時の調査区数が2,819調査区となっているが、世帯数について、マンション建設、住宅開発が進み、増加傾向が続いている。このため、次期国勢調査時には、更に調査区数が増えることが予測されており、今後の各統計調査を適正かつ円滑に実施するためには、業務量の軽減が課題となっている。

現行システムは、令和2年国勢調査を始めとする各基幹統計調査を実施していく中で、業務の効率化、適正化の目的を十分発揮し、基幹統計調査の実施にあたっては不可欠なツールとなっていることから、システム一式を更新し引き続き実査事務の確実な遂行を図ることを目的とする。

3 賃貸借期間

令和6年7月1日から令和11年6月30日まで

4 納入場所

大津市御陵町3番1号 大津市役所 新館7階 政策調整部市政情報課

5 導入スケジュール

令和6年5月 契約締結

令和6年5月～6月 新システム一式の導入、セットアップ

令和6年7月～ 本番稼働

6 調達方法

- ・ 入札額が予定価格以内で最も安価な業者に決定する。
- ・ 機器は納品時まで落札業者が保管すること。
- ・ 納入業者、リース業者、大津市の三者間で5年間の賃貸借契約（長期継続契約）を締結する。（第三者賃貸方式）

7 概要

(1) システム機能要件を満たす統計調査支援システム（パッケージ製品）または、統計調査支援システム（パッケージ製品）をカスタマイズしたシステム1ライセンス及びノートパソコン1台の調達を行う。また、当該システムの稼働に必要なすべてのソフトウェア製品の調達も行う。

(2) ノートパソコンへ統計調査支援システム及び各種データをインストールし、本市職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。

(3) 次のデータを統計調査支援システムへセットアップする。

ア 総務省より提供されるCMSデータ（基本単位区及び調査区データ）及び調査区属

性データを変換しデータをセットアップすることについては、経験有無に関わらず初期画面から容易に出来ること。但し取扱い困難とされた場合は要請に応じセットアップに赴くこと。

イ 市より提供する調査員基本属性及び過去の調査履歴情報のエクセルデータを変換しデータをセットアップすること。

ウ 背景住宅地図(株式会社ゼンリン製の電子住宅地図(Zmap-TOWN II))

(4) 背景住宅地図については、賃貸借開始時に最新のデータをセットアップし、次年度以降毎年度更新を行うこと。

(5) 操作マニュアルを作成し、システム基本操作に係る講習会を実地で1回以上行うこと。なお、システムの操作説明用パソコンは受注者で用意すること。

(7) システムの導入にあたっては、導入計画書を本市に提示し、スケジュールについて本市の承諾を得ること。

(8) システムの本番稼働にあたっては、セットアップデータの検証、システムの動作テストを行い、検証結果について本市の承諾を得ること。

(9) システム導入後に、導入報告書を本市に提出すること。

8 システム機能要件

導入するシステムについては、以下にある(1)～(4)の機能をすべて有するものとする。

(1) 調査管理機能

ア 新規調査を登録する際、次の方法により各項目を設定できる。

① 設定する調査を調査一覧の中から選択する。また、同時調査にも対応できるよう複数の調査を選択できること。

② 基本単位区及び調査区として使用するデータを国勢調査や経済センサス等の過去に設定した調査の中から選択し設定できる。

③ 登録する調査名を設定できる。

イ 過去に設定した調査を再度読み込むことができる。

(2) 調査員管理機能

ア 調査員の管理業務に必要となる次の機能を有する。

① 調査員管理に必要となる調査員基本属性(氏名、住所、連絡先、調査希望地域、口座情報等)及び履歴情報(従事履歴、表彰履歴等)の登録、更新及び削除ができる。

② 新規調査員の登録は、CSVでの一括登録も可能とし、既存データとの重複チェックを行えること。

③ 登録された調査員の基本属性に基づき、調査員を条件検索でき、CSV形式又はエクセル形式でエクスポートできる。

④ 登録された調査員の履歴情報を条件検索で絞込み、単票形式に印刷できる。

⑤ 調査員情報に調査員住所を登録することで、調査員の自宅位置を自動で地図上に表示できること。

- ⑥ 調査員及び指導員の調査履歴に基づき、従事履歴を自動的に登録できる。
- イ 調査員の選定業務に必要となる次の機能を有する。
 - ① 調査員の選定に際し、調査員の基本情報をもとに検索を行い、該当調査員を検索・選択し、画面表示できる。
 - ② 登録されている調査員の従事履歴情報をもとに検索を行い、該当調査員を検索・選択し、画面表示できる。
- ウ 調査員の割り当て業務に必要となる次の機能を有する。
 - ① 調査員 1 名に対し 1 つの調査区の登録とする。ただし状況に応じ 2 つ以上の調査区を登録できる。
 - ② 調査員割り当ては、地図上の調査区を直接指定又は調査区番号を指定して行うことができる。調査区番号の指定は C S V ファイルをインポートして設定することもできる。
 - ③ 国勢調査については、登録された調査員の自宅位置から距離等を指定し、該当の調査区を自動配置でき、一人の調査員が担当する最大調査区数を設定できること。
 - ④ 配置された調査員名を地図上に表示する。表示された調査員名を指示することで、地図画面上で登録されている調査員の基本属性を呼び出すことができる。
 - ⑤ 調査員の割り当て状況に基づき、調査区の色分け等で画面表示できる。
 - ⑥ 調査員の割り当て情報を C S V 形式でエクスポートできる。
 - ⑦ 国勢調査では、調査員の割り当て状況に基づき、調査員・指導員推薦名簿（総務省統計局指定様式）で印刷することができる。また、様式に変更があった場合、対応を行うこと。

(3) 調査区管理機能

- ア 調査区の管理業務に必要となる次の機能を有する。
 - ① 総務省が保有する C M S データをシステムにコンバートして使用でき、背景住宅地図データと重ね合わせることで構成する。
 - ② 調査区データの変更を行う場合は、隣接する調査区データと不整合を生じないように隣接する調査区データを連動させて編集ができる。
 - ③ 各種統計調査の調査区データは、基本単位区及び調査区で構成されるものとする。
 - ④ 各調査の基本単位区及び調査区ごとに、調査区番号、住所データ、世帯数等の属性情報を登録できる。
- イ 調査区等の画面表示、検索に必要となる次の機能を有する。
 - ① 住所、目標物、建物名等で検索し、その周囲の地図が表示できる。
 - ② 調査区番号にて検索し、その周囲の地図が表示できる。
 - ③ 住宅地図の建物名称については、建物の形状に合わせて傾き・改行を行い、極力建物内に表示する。
 - ④ マウスで指示した任意範囲の拡大が表示できる。
 - ⑤ 任意方向へスムーズに地図をスクロールして表示できる。
 - ⑥ 国勢調査の調査区に登録されている人口及び世帯数を画面上に表示できる。

(4) 調査区印刷機能

ア 調査区地図（背景が住宅地図）の出力に必要となる次の機能を有する。

- ① 地図出力においては、表示された画面レイアウト及び、調査区単位の定型レイアウトによる地図出力ができる。なお、定型レイアウトによる地図出力においては、調査区の範囲が中央に配置されるよう、縮尺、位置調整等を自動的に行うこと。また、調査区に色を塗り、印刷することができる。
- ② 任意のスケールを指定して分割印刷ができ、調査区ごとにスケールを複数パターン保存することができる。また、分割印刷の場合は、索引地図を印刷することができる。
- ③ 1人の調査員が複数の調査区に配置されている場合、縮尺及び位置調整を自動的に調整し、全ての調査区を1枚の地図に印刷することができる。
- ④ 任意の複数の調査区を一枚の地図に印刷することができる。
- ⑤ 地図出力の指定においては、指定の条件（調査区番号、調査員番号や調査員カナ氏名）の順により一括連続印刷ができる。
- ⑥ 建物名称等の表札情報、調査区番号等の表示・非表示が指定できる。

イ 調査区要図の出力に必要となる次の機能を有する。

- ① 総務省統計局の指定する調査区要図の用紙へ印刷、又は令和2年国勢調査における調査区要図の書式若しくは地図のみのいずれも印刷できる。なお、次回国勢調査の要図の書式が変更となった場合は対応を行うこと。
- ② 印刷内容については、地図〔住宅地図（家屋名非表示）、目標物、調査区界〕及び、タイトル〔都道府県名、市郡支庁名、区町村名、調査区番号（基本単位区番号含む）〕が印刷できる。
- ③ 調査区要図の出力においては、調査区全体が所定の枠に入り、最適な縮尺を自動設定し印刷できる。
- ④ 建物の表示・非表示を一括に設定できるものとする。また、集合住宅を階数等により複数の調査区として設定されている場合は、同一の建物として設定し、建物全域が調査区要図に印刷できる。
- ⑤ 背景の住宅地図の建物については、灰色の実線等での印刷が可能となるよう、色や線種の設定をすることができる。
- ⑥ 調査区要図の印刷位置を調整することができる。

8 システム導入端末に係る要件

(1) 端末環境

システムの導入を行うノートパソコンの要件は別紙のとおり。

なお、当該ノートパソコンは新品とし、中古品は認めない。

(2) 上位互換性

本番稼働時のOS等のバージョンに係るサポート期間が、本賃貸借契約期間中に終了する場合は、新たなバージョンに迅速かつ円滑に対応し、移行すること。

9 プロジェクト体制

本契約の履行に際して、緊急連絡先を記載した体制図を本市に提出すること。また、本システムの導入にあたり、必要に応じて会議を行い、作業内容の確認及び進捗管理について本市に報告すること。

会議資料の作成、会議の進行、議事録の作成、スケジュール及び懸案事項の管理は受注者が行うこと。

10 セキュリティ対策等

(1) 統計調査支援システムに登録するシステムデータのセキュリティの構築にあたって、必要となる次の機能を有する。

ア システム起動時にあらかじめ登録されたユーザー名とパスワードを入力し、ログインすることとする。

イ ユーザー毎にシステムで操作できる項目に制限をかけ、アクセス権を設定できる。

ウ 他者がシステムを不正に使用し、データの参照を防止するための対策を講じる。

11 運用支援

(1) ソフトウェアの変更

ソフトウェアに変更又はバージョンアップがあった場合、システムの正常稼働を保證するとともに、必要な対応を行うこと。

(2) 運用環境の変更

システムの使用環境に変更があった場合等、運用環境に変更があった場合はシステムの再セットアップなど必要な対応を行うこと。

12 納品物（成果品）

予定する成果品は、統計調査支援システム及びこれに付随する一切の資料等であり、これらを本市が指定する期日までに納品すること。

なお、成果品の内容及び詳細については、別途協議の上、決定するものとするが、本市が現在予定する成果品は次のとおりである。

ソフトウェア納品物

No.	納品物	内容
1	操作マニュアル	システム操作マニュアル
2	パッケージ 1 式	ソフトウェア及びその他導入、運用に必要なソフトウェア
3	その他	導入計画書 テスト実施報告書 導入報告書

※ 1 上記については、電子データで納品するものとする。

- ※ 2 作成したマニュアルは常にシステムバージョンアップ内容を反映させ、反映したマニュアルの電子データの提出を行うこと。

13 その他

(1) セキュリティに係る認証等の取得

- ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター又は JIPDEC が認定した認証機関による「ISMS（Information Security Management System）」、特定非営利活動法人日本個人・医療情報管理協会が認定した民間事業者等による「JAPHIC マーク」等個人情報について適切な保護措置等を講ずる体制等（有効期限内のものであること。更新手続中である場合は 有効期限の過ぎたものの写し及び更新手続中であることがわかるもの。）を整備していること。
- ②上記①について、本市の要請がある場合は、それを証する書類を本市へ提出すること。

(2) 施設の検査・立会

この仕様書の記載事項の準拠並びに業務の履行及び進捗を確認するため、本市の要求がある場合は、本市職員が当該業務の履行に関連する受注者の施設等を検査及び立会することについて協力すること。

(3) 法令遵守

本業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をはじめ、各種法令及び本市の条例、規則、大津市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。

(4) 本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ対処すること。

(別紙) システム導入端末仕様 (パソコン)

参考機種 : FMVA96045P

1	形状	ノートパソコン
2	OS	Microsoft Windows11 Pro 64bit
3	CPU	Intel Corei5-1235U (4.4GHz) と同等以上の性能であること
4	メモリ	16GB 以上
5	記憶装置	SSD 512GB 以上
6	光学ドライブ	スーパーマルチドライブ搭載
7	ディスプレイ	15.6 インチ (フル HD)
8	無線 LAN	Wi-Fi6 規格、802.11ax に対応していること
9	セキュリティワイヤ	1 の PC に取付可能なワイヤであること ワイヤの長さは 2m、直径は 4mm 以上であること
10	ソフトウェア	Office Personal 2021
11	保守パック (5年間)	Support Desk パック Standard (5年オンサイト保守)